

会員の皆様、関係各位

認定 特定非営利活動法人
地球市民 ACT かながわ/TPAK

寄附金控除等のご案内

地球市民 ACT かながわ/TPAK は認定 NPO 法人(横浜市の認定)でありご寄附は税控除の対象となっております。認定 NPO 法人制度による寄附金控除等の対象として、1.個人によるご寄附、2.法人によるご寄附、3.相続、遺贈によるご寄附の3種類があります。以下に、それぞれの場合の手続きについて、簡単にご説明します。

※ 当会は、横浜市において寄付金控除先として指定された団体です。そのため、所得税に加え、神奈川県個人県民税、横浜市の個人地方税(★現在申請中)についても、同様の制度があります。以下の手続きにおいて、同時に申請することができます。

1.個人によるご寄附

所得税の算定において、個人の皆さまから当会へのご寄附は、特定寄附金とみなされ寄附金控除の対象となります。税額控除、所得控除のうちメリットが大きい方を選ぶことができます。

1. 税額控除(2014年12月24日以降の寄付分から)

(寄附金額合計 - 2000円) × 40% が所得税から控除されます。

(住民税 10%と合わせて最大 50%の控除)

* ただし対象寄附金額は所得金額の 40%が上限(税額控除額は、所得税額の 25%が上限)

例：所得別の控除税額：10,000円のご寄附の場合

課税所得	税額控除
300万円	(10,000-2,000)×40%= 3,200円控除
2000万円	(10,000-2,000)×40%= 3,200円控除

※ 控除額は 2011年9月現在の税制によります。

2. 所得控除(従来方式)

寄附金額合計 - 2000円 が所得から控除されます。

* ただし、対象寄附金額は、所得金額の 40%が上限

控除を受けるための手続き

所轄税務署へ確定申告(通常、ご寄附をした翌年の2月16日~3月15日)を行ってください。

確定申告書提出の際に、当会の発行した「寄附金受領証明書」(前年分「1月~12月」の合計額を一括してお送りします)を添付、または提示してください。

注1. 必ず確定申告が必要になります。年末調整等では控除できません。

注2. 賛助会員の会費は、寄附金控除の対象になります。

注3. 「寄附金受領証明書」は1月下旬ごろ送付します。再発行はできませんので、申告手続きまで大切に保管してください。(ただし、クレジットカード、口座振替でのご寄附の場合、当会に着金するまで最大2か月の差があり、翌々年送付の領収証に含むことがあります。何卒、ご了承ください。)

注 4. 金銭以外の物品寄附（土地、建物等）についても税控除の対象になりますが、寄附者の側で譲渡所得が発生する可能性があります。そうしたご寄附をお考えの方は事前にご連絡ください。

注 5. 地方税の控除に関する手続きや控除の仕組みの詳細については、各地方自治体にお問い合わせください。

注 6. 寄附金受領証明書以外の領収書が必要な場合は別途お申し付けください。

2.法人によるご寄附

法人税の算定において、法人の皆さまからのご寄附は、特定公益増進法人に対する寄附金と合わせ、一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別枠で損金算入できます。この損金部分に関しては、法人税が課税されません。詳しくは、最寄りの税務署または税理士におたずねください。

$$\{(資本金等の額 \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\%) + (\text{所得の金額} \times 6.25\%)\} \times 0.5$$

※ 上記は概略です。詳細は税務署または税理士などにお問い合わせ下さい。

損金算入できるのは、その年にその法人が寄附をした総額となります。一事業年度内に複数の認定 NPO(もしくは特定公益増進法人等)に寄附をした場合、上記の限度額を上限として、それらをすべて計算することとなります。

損金算入するための手続き

寄附金領収日を含む事業年度の税務申告書提出の際に、申告書に必要事項を記入し、当会の発行する「寄附金受領証明書」を添付、または提示してください。（参考：[国税庁ウェブサイト](#)）

注 1. 「寄附金受領証明書」は 1 月下旬ごろ送付します。再発行はできませんので、申告手続きまで大切に保管してください。

注 2. 金銭以外の物品寄附（土地、建物等）についても税控除の対象になりますが、寄附者の側で売却益が発生する可能性があります。そうしたご寄附をお考えの方は、事前にご連絡ください。

3.相続、遺贈によるご寄附

相続税の算定において、相続または遺贈により受け継いだ相続財産を、申告期限内に当会にご寄附いただく場合、その財産は相続税の課税対象から除かれます。相続財産をご寄附くださる場合には事前に当会にご連絡ください。

控除を受けるための手続き

相続税の申告書提出の際に、申告書に必要事項を記入し、当会の発行する「寄附金受領証明書」を添付、または提示してください。

注 1. 「寄附金受領証明書」は再発行できませんので、申告手続きまで大切に保管してください。

注 2. 相続税の申告期限は、相続開始日から 10 ヶ月後です。

注 3. 金銭以外の物品寄附（土地、建物等）については、事前にご連絡ください。

注 4. 相続または遺贈により受け継いだ財産を売却後、その金銭をご寄附いただいた場合には非課税の対象とはなりません。

注 5. 物品寄附（土地、建物等）についても税控除の対象になりますが、寄附者の側で譲渡所得が発生する可能性があります。

※ 国税庁、内閣府のホームページにも詳しく制度の説明がありますので、ご参照ください。また、最寄りの国税局、税務署におたずねいただくこともできます。

- 国税庁（認定 NPO 法人制度）：<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/npo.htm>
- 国税庁（タックスアンサー：一定の寄附金を支払ったとき(寄附金控除)）：
<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>
- 内閣府：<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-yuuguu/kojin-kifu>